

◎新潟県告示第1198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 神立湯沢線
- 2 供用開始の区間
南魚沼郡湯沢町大字湯沢字清水田288番2から同郡同町大字湯沢字清水田273番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月2日